

児童館ガイドライン（案）

1 児童館の目的と機能・役割

（1）児童館の目的

児童館は、地域の18歳未満の子どもを対象にして、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする児童福祉施設である。

（2）児童館の機能・役割

児童館の機能・役割は、次の5つに整理される。

① 発達の増進

子どもと長期的・継続的に関わり、遊びを通じて子どもの発達の増進を図る。

② 日常生活の支援

地域の中での子どもの居場所・遊びの拠点となることを目指し、そのことを通して、子どもの活動状況を観察し、必要に応じて家庭や地域の環境調整を図ることにより、子どもの安定した日常生活を支援する。

③ 子育て家庭の支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、共同で子育てをする場づくりを促進するとともに、地域における子育て家庭を支援する。

④ 問題の発生予防・早期発見と対応

子どもの心身の状態や変化に気づく関係を構築し、子どもが抱える可能性のある問題を発生予防・早期発見し、専門機関と適切に連携して解決を支援する。

⑤ 地域における総合的子ども支援と児童の健全育成の社会づくり

地域の子育て資源のネットワーク化を積極的に進め、児童の健全育成を大切にした地域社会づくりを推進する役割を担う。

（3）今日の児童館に期待される内容

児童館が果たすべき機能・役割を実現するため、児童館が具体的に担うことが期待される内容は次の5つに整理される。

① 遊びを通して子どもを育成する

ア 子どもにとって、遊びは生活の中の重要な要素であり、その遊びにより肉体的・精神的なバランスを保ち、活力や体力を養い、情緒を育て、社会適応能力を増進させることが求められる。

イ 遊びは自発的・主体的になされなければならないが、子ども同士の遊び文化の伝承が難しくなった今日にあっては、大人が子どもの遊びに積極的にかかわることが大切である。

ウ 障害のある子どももいない子どもも共に遊び、発達が増進されるよう支援することが大切である。

② 子どもの居場所、問題の発生予防、福祉的課題への対応

ア 児童館は、子どもの安心・安全と情緒の安定に資する居場所となることが大切である。

イ 児童館は0歳から18歳未満の子どもを対象とすることから、長期間にわたり子どもの発達に継続的に関わりを持つことができる。その中から、子どもの友達関係や家庭環境などについての情報を参考に、子どもの生活を援助する機能が児童館には求められる。

ウ 不登校やいじめ、非行などの子どもが抱える問題の発生を予防し、そのような問題に直面した際には、家庭や学校と連携し、子どもがそれを乗り越える手助けをすることが求められる。

エ 児童虐待などの福祉的課題の早期発見に努め、専門機関との連携も含めて対応を図っていくことが大切である。

オ 児童館は、児童福祉施設として家庭環境・交友関係に恵まれない子どもたちに、利用されるように考慮することが大切である。

③保護者の子育てを支援し、子育ての共同の場を提供する

ア 子どもは大人や友だちとのふれあいから大きな影響を受けて発達する。児童館では、保護者や地域の大人を含めた子育ての共同の場を設けることが大切である。

イ 児童館において、子どもの発達や困難について、他者と相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるよう支援することが求められる。

④ 地域資源をつなぎ地域の子育て力を高める

ア 地域には、子どもの育成に協力したい人や、多様な活動を進めるNPOや住民組織などの民間活動も存在しており、こうした人々の力を児童館に取り込むことが求められる。

イ 児童館を中心に個人や団体がつながることで、地域にひらかれた子育ての拠点としての役割を果たすことが求められる。

⑤ 地域住民の子どもの育成に関する理解を深める

児童館は、地域の児童の健全育成に取り組む福祉施設として、また地域における子育て支援のネットワークの拠点として、その機能が発揮されることが大切である。

2 児童館の活動内容

児童館で行われる主な活動は、以下の6つである。

(1) 遊びを通して子どもを育成

①地域の子どもたちが自由に来館し、遊具で遊んだり、図書室で本を読んだりと、それぞれ自由な日常遊びができる環境を整える。

②児童厚生員が企画、準備、運営した活動に参加させたり、子どもたち自身にその遊びを企画・計画をさせたりしながらその活動を行う。

③児童厚生員が子どもたちに、積極的に関わることにより、その異年齢集団の発生を

促し、子ども同士が協力して一つのことに取り組めるよう援助を行う。

④地域の自然や文化、多様な人々とのふれあいの機会をもつ活動を行う。

(2) 子どもの居場所、問題の発生予防、福祉的課題に対応

①個別支援や保護が必要な子どもに対して、適切な個別援助を行う。

②児童館が子どもにとって快適な居場所になるように、保護者・教師・地域住民との交流を通して、子どもの人間関係や家庭・学校・地域において抱える問題等について把握し、その解決に向けた取組を行う。

③思春期的課題・不登校・いじめ・児童虐待・障害があるなどの状況をふまえ、子どもたち一人ひとりを大切にした関わりが必要となる。

④児童の問題が軽微なうちに、早期発見に努め、解決に向けた活動や、問題が深刻な場合には専門機関・団体に連絡・調整したり、連携をとったりすることが大切である。

(3) 保護者の子育てを支援し、子育ての共同の場を提供

①児童館の様々な活動を通して、子どもの保護者と協力し、その発達について一緒に考えていくことが大切である。

②児童厚生員は、積極的に子育てサークルなどの保護者同士が自主的に企画運営を行う活動を支援し、子育ての共同の場づくりに取り組む。

③児童厚生員は、日常的に子育ての悩みなどの相談や情報交換を行う。

(4) 地域資源をつなぎ、地域の子育て力の向上

①児童館は、地域の様々な資源との連携・ネットワークを広げておくことにより、子どもも保護者も地域の様々な人からの支援を受けることにより、相互的にその育ちが支援されるものである。

②館長が中心となり、地域住民や NPO、関係諸機関と連携を図り、共催事業をおこなうなど、子育てに関するコミュニティワーク活動の展開をすることにより、子育てをしやすい地域づくりの一端を担うことも大切である。

(5) 地域住民の子どもの健全育成についての理解を深める

①児童館は、積極的に児童館の活動内容を広報したり、地域の様々な子どもの活動に協力するなどして、児童館活動に関する理解や協力が得られるようにすること。

②児童厚生員が、地域の交流活動、様々な会合や懇談会等に出席することにより、児童館活動の理解を得るようにすること。

(6) 放課後児童クラブの実施

①児童館における放課後児童クラブの位置づけ

放課後児童クラブの機能・役割、活動を支える役割も持つ。したがって、同一地域内にある放課後児童クラブと連携すること。また、放課後児童健全育成事業の条件を整えて児童館の中で放課後児童クラブを運営するとも可能。

②近隣放課後児童クラブと児童館との関係

児童館での遊びに、近隣の放課後児童クラブの子どもたちが参加きるよう連携したり、行事を行ったりするなど、地域での子どもたちの放課後遊びと生活が豊かになるよう工夫すること。

3 児童館の職員

(1) 児童館長の職務

児童館には、館長を置くことが望ましい。その主な職務は、以下の5つである。

- ① 児童館の運営を統括する。
- ② 児童厚生員が児童館活動を円滑に遂行できるように指導する。
- ③ 子育てに関する地域資源との連携を図り、子育て環境の改善に努める。
- ④ 児童厚生員と協力して苦情や要望への対応を行い、運営や活動内容の改善を図る。
- ⑤ 子育てに関する相談に応じる。

(2) 児童厚生員の職務

児童館には、児童厚生員を2人以上置くこととし、その主な職務は、以下の5つである。

- ① 子どもと地域の実態を把握する。
- ② 子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した諸活動を通じて子ども一人ひとりと子ども集団の自動的な成長を支援する。
- ③ 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- ④ 地域の子どもに関する活動や、子育て支援の取り組みと協力して、地域における子どもの遊びや生活を豊かにする。
- ⑤ 職務を遂行し、その内容を改善するために記録をとる。

(3) 児童館の職場倫理

- ① 児童館における職員の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えることから、職員は仕事を進める上での倫理を自覚し、自らを律し、指導内容の向上に努めなければならない。
- ② 児童館職員の求められる倫理規範を明文化し、職員全員が日々尊重し履行することが大切である。

(4) 児童館職員の研修

- ① 児童館の職員は資質の向上のため、積極的に研鑽に努めることが必要である。
- ② 事業の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施することにより、児童館職員の資質向上を図るよう努めなければならない。
- ③ 市区町村及び都道府県は、区域内における児童館の適切な運営を確保するために研修等の機会を設定するとともに、職員の経験に応じた研修にも配慮することも大切である。

4 児童館の運営

(1) 施設・設備

児童館において、その必要な活動を実施するためには、以下のような施設・設備を備えること。

- 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、事務執行に必要な設備ほか

(2) 運営主体

- ① 児童館の運営は、安定した財政基盤と運営体制を有し、子どもの福祉や地域の実情についての理解を十分に有し、継続的・安定的に運営できること。
- ② 市区町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払わなければならない。

(3) 運営上の重点課題

① 開館時間

- ア 開館日・開館時間は、対象となる子どもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。
- イ 学校の行事や地域のニーズに合わせて柔軟に運営するとともに、施設や職員の都合から不規則な休館日や開館時間を設定することは極力避けること。

② 安全対策・緊急時対応

ア 事故やケガの防止と対応

- 児童館では、児童の事故やケガの防止の観点から、次のことに留意する。
 - 事故防止対策 ○安全対策マニュアルの作成 ○安全学習 ○安全点検と補修
 - 緊急時対応

イ 衛生管理

感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設設備の衛生管理を徹底することが必要で、子どもの安全確保のために臨時の休館がやむをえないと判断される場合は、市区町村や学校と協議の上で実施することが求められる。

③ 防災・防犯対策

ア マニュアルの策定

災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるように、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、児童厚生員間並びに関係機関の安全確保に関する情報の共有等に日頃から努めることが必要である。

イ 定期的な訓練

定期的に避難訓練等を実施することや、非常警報装置や消火設備等を設けるなどの非常事態に備える対応策を作成し、計画的に実施する必要がある。

ウ 地域ぐるみの安全確保

安全確保についての子ども自身の学習への支援、児童館としての来館、帰宅時の安全対策の作成や保護者への協力の呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動の実施等の取り組みが求められる。

④ 要望、苦情への対応

- ア 要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知すると共に、要望や苦情の対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図る。

- イ 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみを構築する。

⑤ 児童館における子どもの権利擁護、法令遵守

児童館を運営する際には、子どもや保護者の人権への配慮、守秘義務、個人情報等について、法令を遵守する。

⑥ 児童館の職員体制と労働環境の整備

- ア 児童館職員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者とすること。また、地域の子育て支援の中核として活動していくうえでは、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮。
- イ 児童館には、安全面への配慮や事業の円滑な運営のために、複数の児童厚生員を配置すること。
- ウ 児童厚生員の勤務時間については、開所時間の前後に必要な準備時間を設けることを前提として設定されることが望ましい。
- エ 児童館の運営責任者は、児童厚生員の労働実態や意向を把握し、児童厚生員が健康に意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

5 児童館とボランティア

(1) ボランティアの必要性

地域児童の健全育成活動上、また、地域福祉の側面から、児童館はボランティアと協働による運営を行うことが求められる。これは、受け入れを行うだけではなく、活動の価値を相互に高めあい、ボランティアを育てていく、あるいは職員が共に成長する観点が必要である。

① 人材育成と発掘

児童館は、積極的に子どもの健全育成に关心を寄せる市民を増やしていくことが求められる。児童館を支えてもらうだけでなく、地域で活動していくような人材育成も必要である。

② 組織化

各児童館において、ボランティア組織を形成することが望ましい。

(2) 利用者によるボランティア活動

子どもの自立への過程の中で、特に児童館を利用した経験のある年長児童などによる活動は、自発的な社会的行動を促すことになり、児童の育成上大切なことである。

(3) 協働体制づくり

児童館は、地域に根ざした開かれた施設運営を行うことを目指し、地域住民が児童館を共有財産として捉えるような意識を持てるように働きかけていく必要がある。

児童館職員が積極的に地域と関わっていくことが大切である。

以上